

社会福祉法人立田南福祉会役員等の報酬・費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人立田南福祉会（以下「この法人」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事長とは、この法人を代表する者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 理事長及び役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬等を支給するものとする。

ただし、本会及び立田南福祉会の常勤職員が役員等を兼ねる場合には、役員等の職にかかる報酬は支給しないものとするが、勤務時間が重複しない場合は、この限りではない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 理事長に対する報酬等の額は別表第1に定める額とする。

- 2 役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表3に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 理事長の報酬は、勤務した日から1月以内に支給する。

- 2 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人、施設運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割りの計算)

第7条 新たに会長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の単数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改発)

第11条 この規程の改発は、評議員会の承諾を受けて行う。

附則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程は、令和2年1月1日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人立田南福祉会（以下「本会」という。）定款第7条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、外部委員2名、事務局員1名の合計3名で構成する。

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、事務局員である委員が事務局員の資格を喪失したとき（退職、辞職、解職、解雇を含む）は、任期満了前であっても、委員の資格を喪失する。

3 委員が次の各号に該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他委員たるにふさわしくない行為があると認められたとき

(委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

(招集)

第6条 委員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長の選任)

第7条 委員会には議長をおく。

2 前項の議長はその都度委員の互選とする。

(評議員選任者の推薦及び解任の提案)

第8条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、理事会が行う。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から本会の評議員として、推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第10条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。
 - (1) 委員会が開催された年月日及び場所
 - (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
 - (3) 委員会に出席した委員の氏名
 - (4) 委員会の議長の氏名
- 3 議長は、議事録に記名押印する。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(附則)

この細則は、平成29年から施行する。

(附則)

この細則は、令和3年5月23日一部改正し施行する。